# 靖國神社に対する国の戦没者情報提供行為の合憲性

【文 献 種 別】 判決/最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和7年1月17日

【事件番号】 令和6年(受)第275号

【事件名】 国家賠償等請求事件(第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求事件)

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 憲法20条、改正前民法724条後段、国家賠償法1条1項

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574001

北九州市立大学准教授 山本健人

## 事実の概要

国(被告・被控訴人・被上告人)は、少なくとも昭和61年頃まで、靖國神社(被告・被控訴人)に、第二次世界大戦での個々の戦没者に関する情報提供を行っていた。国による情報提供行為は、昭和31年に厚生省(当時)が発出した「靖国神社合祀事務に対する協力について」(援発第3025号)以降、氏名のほか、階級、所属部隊、死亡の年月日、場所及び原因等の事項を記載した祭神名標を靖國神社に送付する形で行われていた。また、同通知には、「復員業務関係諸機関は、法令に基づくその本来の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社……合祀事務の推進に協力する」との記載もなされていた(ただし同通知は昭和46年に廃止された)。

靖國神社では、祭神名標に記載の戦没者のうち 合祀基準に該当することが確認された戦没者について、祭神簿に書き写し、これに基づき、被合祀 者の祭神名を墨書した霊璽簿が作成される。そして、霊璽簿について、霊璽簿奉安祭、合祀祭が行われる。合祀にあたって、遺族の意向が確認されることはなく、戦没者の合祀がなされた際には、判明している遺族に対する通知が行われる。

本件では、大韓民国の国籍を有するXら(原告・控訴人・上告人)が、国が靖國神社に、Xらの各父親の情報を提供した行為(以下「本件情報提供行為」)が、Xらの人格権等を違法に侵害するとして、国家賠償法1条1項に基づく慰謝料の支

払等を求めた。靖國神社は、本件情報提供行為に基づきXらの各父親を合祀し(以下「本件各合祀」)、現在に至るまでそれを継続している。

第一審(東京地判令1・5・28 判例集未登載、LEX/DB25581510)及び控訴審(東京高判令5・5・26 判例集未登載)で、Xらは、本件各合祀が、名 誉権、名誉感情、(近親者を) 敬愛追慕する人格権、習俗的追悼権、宗教上の人格権、プライバシー権、民族的人格権、死者の人格権等を違法に侵害する不法行為であるとの主張等もしていたが、いずれも斥けられた。なお、第一審は、本件情報提供行為について、「憲法20条3項に違反する宗教的活動には当たらない」と判示し、控訴審もこれを是認している。

### 判決の要旨

上告棄却。

「原審の適法に確定した事実関係によれば、本件各合祀は昭和34年10月17日までにされている一方、本件訴えの提起は平成25年10月22日にされている。そうすると、本件情報提供行為が違法か否かについて判断するまでもなく、上告人らの請求に係る損害賠償請求権については……改正前の民法724条後段の除斥期間が経過していることが明らかである。そして、原審が適法に確定した事実及び上告人らの主張を精査しても、被上告人が上記除斥期間の主張をすることが、信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断

するに足りる事情があるとはうかがわれない。」 なお、尾島明裁判官の補足意見、三浦守裁判官 の反対意見がある。

## 判決の解説

### 一 概説

靖國神社に近親者が合祀されていること、及び 当該合祀に関わる戦没者の情報を国が靖國神社に 提供した行為が、(共同)不法行為に該当すると の主張は、すでに平成21年の「靖國合祀は嫌で すよ」大阪訴訟<sup>1)</sup>で検討されている<sup>2)</sup>。同種の訴 訟は、同時期に東京<sup>3)</sup>と沖縄<sup>4)</sup>でも提起されて いた。なお、東京訴訟の原告らは本件と同様に大 韓民国の国籍保有者であった。これらの裁判例に おいて、原告らは、合祀に対する被侵害利益とし て、敬愛追慕に関する人格権など様々な権利・利 益の侵害を主張したがいずれも斥けられた<sup>5)</sup>。

国の情報提供行為が政教分離原則に違反するかについては、高裁レベルで判断が分かれていた。大阪高裁が政教分離原則違反の可能性を示唆していたのに対して<sup>6)</sup>、東京高裁と福岡高裁那覇支部は、国の情報提供行為等が憲法 20条3項及び89条に違反しないとする地裁判決を是認していた。なお、大阪訴訟・沖縄訴訟では上告が棄却され、上告受理申立も認められなかった(東京訴訟は控訴審で確定した)<sup>7)</sup>。

本件での原告らの主張は、先行する各訴訟と大きく異なるものではない。とりわけ、東京訴訟での主張とは多くの部分で共通する。こうしたなか、本判決の意義は次の2点にあると考えられる。第1は、控訴審判決の後、旧優生保護法違憲判決<sup>8)</sup>で示された不法行為に関する改正前民法 724条の除斥期間の例外が本件にも及ぶかが検討されたことである。多数意見はその詳細を語っていないが、尾島明裁判官の補足意見はこの点にやや踏み込んだ説明を行っている。第2は、本判決に付された三浦反対意見を突き詰めれば、政教分離訴訟の位置づけを転換させる可能性を有しているように思われることである。以下、この2点について解説する。

### 二 除斥期間の例外と精神的損害

旧優生保護法違憲判決によれば、不法行為に

よって発生した損害賠償「請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合」、除斥期間の主張は「信義則に反し又は権利の濫用として許されない」。この点、本判決の多数意見は、除斥期間の起算点を、昭和34年10月17日とし(本件各合祀はこの日までに行われた)、除斥期間を経過していることが明らかとしたうえで、国が除斥期間の主張をすることが、「信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情」はないとする。

多数意見の説示は簡便であるが、尾島補足意見 によれば、本件の原告らが被っている損害がな い、あるいは、損害が軽度であることを理由に除 斥期間を認めることが「著しく正義・公平の理念 に反し、到底容認することができない程度のもの とはいえ〔ない〕」、と考えていると解される。ま ず、① 靖國神社への合祀によって、「上告人らの 権利利益が侵害されているということが困難」で あることが指摘される。これは、宗教的人格権に 関する自衛官合祀事件判決9)以来、一貫して裁 判所が採用する理論である。すなわち、私的な宗 教団体である靖國神社(や護国神社)と私人であ る原告らの法律関係において、一方の私人の採用 する宗教的行為(合祀)による故人の追悼によっ て、原告らに損害は生じていない。次に、②国の 責任については、政教分離規定によって、靖國神 社とは異なるところがあるとし、「国があえて政 教分離規定に反する行為を行って個人の敬虔感情 を傷つけるようなことはしないであろうと私人が 期待するのは合理的なことであるとみる余地があ る」という。しかし、「国が私人の合理的期待に 反することをしたことにより被ることが想定され る精神的損害の程度は、当該私人の宗教的思いの 深さに応じて異なるであろうが、それでも賠償責 任を認め得る損害という観点からは個人の生命や 身体に対する重大な侵害に比較すると相当程度軽 度なものであるといわざるを得ない」という(傍 点筆者、以下同じ)。この②の説明については疑問 がある。

まず、ここで採用されている損害の程度の「比較」というアプローチの位置づけが問題となるだろう。この点について、三浦反対意見は、当該事案が旧優生保護法違憲判決の「事案に匹敵するか

否かという比較の問題ではない」と述べている。確かに、すでに「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合」と認められた事案との比較は、この要件該当性を判断するにあたって参考になるアプローチといえるだろう。しかし、旧優生保護法違憲判決の事案が、この要件に該当する最低限でないのであれば「10」、この事案との比較によってのみ本件事案の結論を出すことはできないはずである。比較は参考になるアプローチではあるが、三浦反対意見のいうように損害賠償制度の目的及び理念、改正前民法 724条後段の趣旨を踏まえ、民法1条の基本原則に従い、「具体的な事実関係について判断すべき」だろう。

もう1つの疑問が、本件で原告が被ると想定さ れる「精神的損害」の位置づけである。旧優生保 護法違憲判決では憲法13条に基づく「自己の意 思に反して身体への侵襲を受けない自由!の侵害 が認められている。個人の生命や身体に対する侵 害が重大なものであるとの評価に異論はない。だ が、「精神的損害」であったとしても、それが重 大な侵害であるとの評価はありうるはずである。 とりわけ、憲法上の権利に関する「精神的損害」 が生じるとすれば、それを重大でないと簡単にい うことはできないと思われる。この点、三浦反対 意見は、「憲法13条及び20条1項の趣旨に照ら し尊重されるべき」人格的利益――「個人が亡く なった近親者を敬愛追慕すること」を「正当な理 由なく公権力によって妨げられることのない人格 的利益 | ――を認めている。これに対して、おそ らく尾島補足意見(及び多数意見も?)は、本件 の原告に対して、憲法上の権利に関する「精神的 損害」を認めていないと解される。尾島補足意見 が想定するのは、国が政教分離原則に違反して個 人の敬虔感情を傷つけることはしないだろうとい う、「合理的期待」に反したことで生じる精神的 損害であり、憲法ランクの人格的利益は想定され ていないように思われる(少なくとも憲法の条文と 紐づけられてはいない)。

先行する判例や本件で原告らが主張する宗教的人格権(及びそれに類似する権利)は、ある死者の追悼を特定の遺族が「独占」する利益を含む構成となっていると指摘される<sup>11)</sup>。故人と縁があった私人が独自の方法で故人を追悼することは認めざるをえないと思われるため、私人間で直ちに被

侵害利益として宗教的人格権が認められてこなかったことには理由がある<sup>12)</sup>。しかし、三浦反対意見のいうように「国家には信教の自由がな[い]」。そうであれば、亡くなった近親者の敬愛追慕が国家にようで妨げられないことを、憲法上の権利に関する人格的利益(以下、仮に「対国家宗教的人格権」と呼ぶ)として認める三浦反対意見の主張には説得力があると思われる。そして、憲法ランクの「精神的損害」が生じているのであれば、その損害賠償請求権が「除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合」に該当する可能性はあるように思われる<sup>13)</sup>。

### 三 政教分離訴訟の転換?

三浦反対意見のように「対国家宗教的人格権」を認めるとしても、この利益の侵害の態様として、少なくとも、①国家による直接的な侵害と、②国家が特定の宗教的行為を援助などする宗教的活動を行うことで生じる侵害とを区別することができる。①のような侵害が生じることは容易には想定し難いから、この侵害が生じる主な態様は②ということになると思われる。ここでは、国家の行為が政教分離原則に違反し、「対国家宗教的人格権」を侵害したか、が問題となりうる。

この点、これまでの判例は、憲法20条3項の 政教分離規定に「違反する国又はその機関の宗教 的活動も、それが同条1項前段に違反して私人の 信教の自由を制限し、あるいは同条2項に違反 して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制 するなど、憲法が保障している信教の自由を直 接侵害するに至らない限り、私人に対する関係 で当然には違法と評価されるものではない」と していた14)。すなわち、これまでの判例によれば、 当該事案において、仮に憲法20条3項違反が認 められたとしても、信教の自由に対する直接侵害 がなければ、国家賠償法上の違法が生じるわけで はない。厳密には、「当然には」という留保がつ けられているが、その後の最高裁は国家賠償法に 基づく政教分離違反の主張に対して、被侵害利益 がないことを理由に政教分離違反に関する判断を 示すことなく、上告を棄却してきた<sup>15)</sup>。ただし、 下級審では政教分離違反の判断を行ったものもあ る<sup>16)</sup>。

これに対して、三浦反対意見は、「国家が憲法 20条3項の政教分離規定に違反して私人の宗教 的行為を援助し促進するなどの宗教的活動を行 い、これにより、他者の上記人格的利益が害され たと評価できる場合、それが強制や不利益の付与 を伴うものでないとしても、国家との関係におい て、当該他者の法的利益が侵害されたものという ことができるものと解される。……同条3項に 違反する国家の宗教的活動について、国家賠償法 1条1項の適用上、一定の法的利益を侵害する違 法と評価することが否定されるものではない」と いう。すなわち、三浦反対意見によれば、国家が 直接信教の自由を侵害する場合でなくとも、政教 分離規定に反する宗教的活動によって、「対国家 宗教的人格権」が侵害されうるとの構成になる。 この構成は、国家賠償法上の違法及び損害がない というためには、政教分離規定への違反について 判断しなければならない、ということを基礎付け ようとするもののように思われる。

政教分離規定が主観的権利を保障していないと 解されているところ、日本の訴訟制度において、 同規定に対する違反を裁判所で争おうとする場 合、地方公共団体の行為については、(公金支出 が関係する限り) 住民訴訟を利用することができ るが、国の行為については同種の制度がなく、国 家賠償法に基づく主観訴訟を提起するしかなかっ た。だが、国賠法上の被侵害利益として宗教的人 格権の構成が成功しなかったことで、裁判所(と くに最高裁)において、政教分離原則に基づく国 家の行為の統制はなされていない。三浦反対意見 の構成には、⑦政教分離規定に反する国家の行為 によって侵害される対国家宗教的人格権にはどの ようなものが含まれうるのか――たとえば、首相 の靖國参拝の事案などでも主張可能な利益も含ま れるのか――17)、②賠償請求権の範囲をどこまで 認めるのか 18) などの課題があるが、政教分離規 定に反しうる国家行為の司法的統制が放置されう る現状において、その統制への道を開く可能性の あるアプローチとして受け止められる。

なお、三浦反対意見は、政教分離違反、国家賠償法1条1項の適用、除斥期間に関する判断を行うために必要な重要な事実の認定及び検討が欠けているとして、原判決を破棄し、差し戻すべきだとする。

#### ●----注

- 1) 大阪地判平 21・2・26 判タ 1300 号 104 頁、大阪高判 平 22・12・21 判時 2104 号 48 頁。ただし、靖國神社に 対する国の情報提供行為(戦没者通知)については、東 京地判平 18・5・25 判タ 1212 号 189 頁でも争われている。
- 2) 田近肇「判批」平成23年度重判(2012年)20頁。
- 3) 東京地判平 23・7・21 判夕 1400 号 260 頁、東京高判平 25・10・23 訟月 60 巻 6 号 1219 頁。
- 4)那覇地判平22・10・26訟月57巻8号2133頁、福岡高那覇支判平23・9・6判例集未登載。
- 5) これらが認められないことにつき、十分な理由がある と評価するものとして、田近・前掲注2)21頁。この 評価につき、筆者も異論はない。
- 6) ただし、国による協力があったとしても、合祀は靖國神社が自律的に行ったものであるから、合祀を国家の宗教行為と位置づけることはできないとし、また、政教分離原則違反があったとしても、原告らの信教の自由が侵害されたとはいえないため、国賠法上、原告らの法的利益が侵害されたとはいえない、と結論づけている。
- 7)最決平23・11・30判例集未登載(大阪訴訟)、最決平 24・6・13判例集未登載(沖縄訴訟)。
- 8) 最大判令6·7·3 民集78 巻 3 号 382 頁。
- 9) 最大判昭 63 6 1 民集 42 巻 5 号 277 頁。
- 10) 多数意見及び尾島補足意見が旧優生保護法違憲判決の 事案(あるいは当該事案での損害の程度)を最低限と考 えているのであれば、それとの比較によって決するとい う説明は筋が通る。その場合は、例外はそのレベルでし か認めないことが説得的といえるかが論点となろう。
- 11) 原田尚彦「合祀訴訟と当事者能力」ジュリ 916 号 (1988年) 30~31 頁。
- 12) 田近肇「日本型政教分離とその課題」宍戸常寿=林知 更編『総点検 日本国憲法の70年』(岩波書店、2018年) 122頁。
- 13) 関連して、憲法に保障された基本的人権に関わる人格 的利益への侵害が国家賠償法上違法となると判示したも のとして、船橋市西図書館事件(最判平17・7・14 民集 59 巻 6 号 1569 頁)がある。
- 14) 自衛官合祀事件判決・前掲注9) 286~287 頁。
- 15) 最判平 18・6・23 判タ 1218 号 183 頁等。
- 16) 福岡地判平 16・4・7 判時 1859 号 125 頁、大阪高判平 17・9・30 訟月 52 巻 9 号 2979 頁等。
- 17) 三浦反対意見の構成は、政教分離規定を「それじたい 人権保障条項」ととらえる、いわゆる政教分離人権説と は異なると思われるが(浦部法穂『憲法学教室〔第3版〕』 (日本評論社、2016年)149頁)、対国家宗教的人格権 として認める利益の範囲によっては、実質的には同様の 帰結をもたらしうるように思われる。この検討は他日を 期したい。
- 18) 原田·前掲注 11) 35 頁参照。